

中野市名義の使用許可に関する取扱い基準

中野市名義の使用許可については、下記の取扱い基準によるものとする。

1 定義

使用許可における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 後援

行事の趣旨・開催に賛同し後押しをするもので、行事の入場料等は原則無料とし、行事の責任は一切負わないものをいう。

(2) 共催(共同主催)

市が他の者または事業体と共同で行事を主催するものをいう。

(3) 協賛

行事の趣旨に賛同し、実現のために有形無形の援助を行うものをいう。

2 名義使用の対象

名義使用の対象は、市民を対象にした次の各号に定める条件を満たした行事とする。

(1) 営利を目的とする行事でないもの

(2) 政治活動に関する行事でないもの

(3) 宗教活動に関する行事でないもの

(4) 行事の開催に当たっては、保健衛生、災害、危険防止に関して十分な措置が講ぜられているもの

(5) 後援許可の場合、金銭を伴う行事の入場料等については、行事内容などを勘案し、相当額以内と認められること。特に、幼児・児童・生徒を対象とする場合は、軽易な額であること。

(6) その他市長が必要と認めた行事

3 名義使用許可申請

中野市の名義を使用しようとする者は、あらかじめ「事業等後援申請書」を市長に提出しなければならない。

4 名義使用許可

(1) 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、許可、不許可を決定し、申請者に通知するものとする。

(2) 使用許可を受けたものは事業実施後、実施報告書を市長に提出しなければならない。

5 許可取り消し

市長は、名義の使用許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができるものとする。

(1) 申請書類に虚偽の事項を記載し、または申請行事について不正の行為があったとき。

(2) 許可した後に、申請内容が2に定める条件を満たしていないことが判明したとき。

(3) その他、市長の許可条件等指示に従わなかったとき。